

東三河 地域研究

平成26年8月20日発行
編集・発行：
公益社団法人東三河地域研究センター
住所／豊橋市駅前大通二丁目46番地
(名豊ビル新館6階)
TEL／0532-21-6647
FAX／0532-57-3780

通巻127号 2014.5

公益社団法人東三河地域研究センター 東三河地域問題セミナー第2回公開講座

講演1:「障害者福祉を視点としたまちづくり」

社会福祉法人岩崎学園 児童発達援助センター岩崎学園

理事長/園長 松下 直弘 氏…………… 2-18

講演2:「豊橋市障害者福祉計画(平成26～平成30年)について」

豊橋市役所福祉部障害福祉課 主事 森下 実希子氏……………18-20

講演3:「豊橋市における障害者支援の状況について」

とよはし総合相談支援センター 統括相談員 江川 和郎 氏……………20-23



平成26年5月28日開催 東三河地域問題セミナー第2回にてご講演される松下直弘氏

公益社団法人東三河地域研究センター 東三河地域問題セミナー第2回公開講座

講演1：「障害者福祉を視点としたまちづくり」

社会福祉法人岩崎学園 児童発達援助センター岩崎学園 理事長/園長 松下 直弘 氏

講演2：「豊橋市障害者福祉計画（平成26～平成30年）について」

豊橋市役所福祉部障害福祉課 主事 森下 実希子氏

講演3：「豊橋市における障害者支援の状況について」

とよはし総合相談支援センター 統括相談員 江川 和郎 氏

平成26年5月28日（水）14時～16時30分 豊橋市民センター6階多目的ホールにて講演を行った。

講演1 「障害者福祉を視点としたまちづくり」

社会福祉法人岩崎学園
児童発達援助センター岩崎学園
理事長/園長 松下 直弘 氏



1. はじめに

皆さんこんにちは。松下と申します。社会福祉法人岩崎学園は、昭和27年に愛知県知事からの設立認可をいただき、実際に事業が始まったのは昭和28年3月14日で、最初は3人のハンディキャップを持った子供たちを受け入れるところからスタートしました。私の施設は、知的障害を持った子供たちの発達と、家族の応援、そして大人になった方たちの中でも特に就職をされる方への支援と地域で暮らす応援をしているのがメインになります。

今日いただいたテーマは「障害者福祉を視点としたまちづくり」で、豊橋市が策定した計画に基づいてこれから障害者施策が進んでいくことになるので、それを踏まえてお話させていただきます。

社会福祉の中でよく言われるのが高齢者福祉、児童福祉、障害福祉、母子家族の福祉、保育行政などがあります。その中で今回のテーマの障害福祉を考えたときに、実はこの10年で日本の障害福祉施策は5回ほど制度が変わりました。現場の私たちでもついていくのがとても大変な状況があり、毎年毎年制度の内容にばかり目がいってしまっていて、現場で障害をお持ちの方たちや家族としっかり向き合っていると思っても、現場に目がいきづらくなっているのがこの10年です。

2. これからの障害福祉を考えるうえでのキーワード

私たちが障害をお持ちの方たちご本人やご家族と向き合っていくために、これからの障害福祉を考えていく上ではこういったことがキーワードになるのではないかと考えて四つ整理させていただきます

した。それは、「地域で暮らす」「地域で働く」「権利を守る」「共生社会を育む」です。「共生社会を育む」は、私たちが障害福祉をサービスとして提供していく上で、あるいは日本の中で障害福祉施策を展開していく中で大事な法律「障害者基本法」があります。その法律の中で、日本は障害があってもなくても皆が共に暮らせるように共生社会をつくっていきましようというテーマを掲げており、これからの日本では、この共生社会というのがとても大事なキーワードになってくると思います。

これからの障害福祉を考えるうえでのキーワード

地域で暮らす

- 障害の種類、程度にかかわらず、**その人が望むライフスタイル**（住みたい場所、一緒に過ごしたい人、日中活動や余暇など…）を実現できるよう、どのような環境を整えていくのか。

地域で働く

- 社会における経済活動のなかで、障害をもつ人が有するそれぞれの労働力を、その力を必要とする企業と**マッチング**する。
- 働く力を育む**環境づくり**を考える。

権利を守る

- 障害者である前に**一人の人間**、障害児である前に**一人の子ども**。
- 本人だけでなく、**家族、きょうだい**が安心して暮らせる環境を作る。

共生社会を育む

- 地域や企業は障害者への理解がない？
- 障害をもつ人を守られる存在ではなく、地域に必要とされる存在へ。
- 地域との協働による**防災対策の整備**

図1 これからの障害福祉を考えるうえでのキーワード

(1) 地域で暮らす

「地域で暮らす」というのは、私の施設は60年障害福祉施策に則って施設運営していますが、初期の目的は、社会の要請として、障害を持った子供たちを保護することが目的でした。昭和28年に施設を始めたときに、もともと最初の理事長は国鉄の職員、鉄道公安官で、「ほたるの墓」という映画で最後に、お兄ちゃんが駅のホールで柱にもたれかかっていたうずくまってしまう雰囲気イメージしてもらえばいいと思います。戦争から間もないころでしたから、戦災孤児がたくさん豊橋にいて、その子供たちが豊橋の駅に集まっていました。ずっとそこに寝泊まりをして、あるいは置き引きを繰り返すので、鉄道公安官として叱り、諭し、駅から送り出すのですがまた

戻ってくる。それを繰り返す子供たちの中で、どうも障害を持っていると思われる子がいました。当時は、今ほどの医学が発達していなかったので、重度の障害の子はこの世に生を受けてない子たちもいましたので、どちらかというと軽度の障害をお持ちの子どもがたくさん周りにいました。

そうした中で、豊橋では、平安寮という児童養護施設がありますが、まずそちらが先に立ち上がり、障害を持ってない子たちが保護されました。そして障害を持った子たちだけが残ってしまったので、彼らをどうするかということで時の警察署長と児童相談所長、そして鉄道公安官であった初代の理事長が話をし、たまたま理事長が農家で、部屋はあるから連れていったのが最初でした。そういった子供たちの保護の時代から始まって、ずっとその子たちが成長して行って、さらに障害の重たい子たちが医学の発達の中でたくさんこの世に生を受けるようになって、でもその子たちを保護していく場所がないということで、今度はそうした人たちを受け入れる入所施設ができていきます。

そういう成り立ちの中で、日本の場合は施設で障害を持った方たちを保護するというのが最初の社会の要請でした。それから1980年代に入って、国際障害者年という年がスタートします。これは、世界中で、国連として、障害を持った人たちの権利を守っていきこうという気運が高まった時期で、施設で生活するのではなくて地域へ出ていく、あるいは完全参加と平等というテーマを掲げて、どんどん社会参加を促していきこうというのが世界の潮流になってきました。日本でも施設入所をずっと続けていくのではなくて、地域の中で暮らすということを始めていった時代が80年代以降になります。

しかし、今から考えると40年以上たっていますが、まだまだ地域の中で暮らすということが進んではいけません。障害を持った人たちが地域で暮らす一つのサービスとしてグループホームという制度があります。「めぞん一刻」のような、賄いつき下宿として最初スタートしました。だから、障害を持っている方たちで、とりわけ知的障害の方たちで就職をしている人たちが地域の中で4~5人くらいの共同生活を送るというスタイルでスタートしました。

国のグループホーム制度は平成元年から開始して、最初は愛知県でグループホームをつくらせてもらいましたが、そのときに「おれたちの税金を使って、障害者のくせにそんな立派な家に住むというのは許せない」という匿名の電話が入りました。働いている人たちが入居するというのが最初の制度でしたから、別に税金で建物つくっているのではなく、アパート経営としてその土地の所有者に建ててもらっ

たものを法人が借りているだけと事実を説明して納得してもらったことがあります。そのとき、地域の方たちの障害を持った人たちに対するイメージや、障害福祉という事業に対するイメージは、こういう視点がまだあるというのを感じさせられた出来事でした。それが今大幅に発展しているのかというと、皆さんの周りでは障害を持った人たちと接する機会が少ないので、例えば隣へ引っ越してきた場合、ちょっと不安だ、心配だ、怖いと思う人たちが出てくるのはあり得ることですが、それが今に至ってもあまり変わっていないと思います。

グループホームの設置数は、愛知県は全国ワースト2で、これを推し進めていかなくてはいけないのですが、施設暮らしから地域へ出ていこうと思ったときに、一番課題になるのは建物の数があるかどうかではなくて、障害を持った人たちを受け止めてくれるであろう地域が成熟しているかどうか大きな課題になっています。

そうしたときに、「地域で暮らす」は、ハードができればそれでよしではなくて、すごく奥の深い話ということになります。障害の種類程度に関係なく、その人がこういう生活をしたいといったときにそれを実現してあげられるような環境が十分整っているのかということところが大きな課題と思っています。

さらに掘り下げると、その人が望むライフスタイルがなにかになります。皆さんもこういう暮らし方をしたいと夢を持っていると思いますが、その夢は子供のころ、学生のころ、社会人になってからキャリアを形成してきたパーソナリティの中で、いろいろな体験で、自分の夢を積み上げてきたと思います。その中には成功した体験、失敗した体験もあり、それが自分の目標の設定に関わるとは思いますが、障害を持った方たちは、特に知的障害を持った方たちは、本当にその選択肢がありません。経験してないので、施設で30人~60人で生活していて、そこから自分の個室が持てて4人から5人の小さい集団でのんびり暮らせる家があるといったときに、そんなところに行きたくないといったある利用者います。なぜかということ、一人で生活するということに対する不安がものすごく強く、生まれてずっと集団生活をしていたので、経験がないというのはとても怖く、だから選択しない。その人が望む生活スタイルは、本当にその人があらゆる経験に基づいて、こういうふうに住りたいと言っているかどうかもしっかりと問えないと駄目だと思います。「地域で暮らす」とはそれほど奥深いのです。

(2) 地域で働く

生活していくためには当然軍資金が必要です。それを補助金あるいは生活保護という形で得るのか、あるいは自らが働いてサラリーを得て、自分の生活を組み立てていくのかになってくると思いますが、当施設は60年来、子供たちが成長していく過程で、働くことを支えていくのを続けてきましたので、働くというのは私の中ではとても大事なキーワードです。

先ほどのグループホームに匿名の電話を掛けた方は、障害を持った方たちが生活のあらゆる部分で税金で賄ってもらい、家賃、光熱費からあらゆるものが全部税金でやっているという誤解されていたからだと思います。その方が言わんとしたところは、障害を持った方たちは税金の消費者にとらえたと思います。そうであれば、とにかく1円でもいいから納税をできる人たちを育てたいと思いました。これはどういうことかという、納税は国民の義務ですので、自分たちは地域の中で必要とされる行為をしっかりと義務として果たすので、だから市民として堂々と生活しますが、障害があって生活するのに少し手が必要というときには、福祉サービスとして権利を行使させていただくことにしたいと考えています。

つまり、「地域で働く」ということは、子どものころからしっかりとさまざまな体験・失敗を積んでいかなければいけないことなのです。働く力を育む環境づくりは、子供のころからの連続性で、大人になってからパーソナリティが形成されることも含めて、きちっと働く力を育てていきたいと考えています。それから、やはり得手不得手がありますから、企業の皆さんでも障害者雇用を、会社のCSRとして雇わなくてはならないということではなく、我々は、それぞれその人の得意とするところがあって、その得意とする仕事や、作業内容の企業とマッチするのであればぜひお願いしますという形につなげていきたいと思っています。何でも障害を持った方たちを雇えばそれでいいではなくて、いろんな障害の方たちがいるいろんな課題を持っていますが、いろんな得意なところも持っていて、十人十色、千差万別なのです。

障害を持った方たちのイメージは、身体障害の方たちのイメージが強いと思いますが、知的障害や間もなく精神障害の方も雇用率の中に算定されるので雇用の対象になりますが、会ったことがなければわからないので、不安になります。そのため実習みたいな形でまず受け入れてもらって、いろんな障害を持った人たちがいることを知ってもらうことも、ぜひお願いしたいと思っています。そういう中でしっかりとマッチングをしていければ割と長く働き続けられると思います。

私たちがかわってきた人の中で、企業の新入社員の教育係をやったり、町の組長をやったりする人ができました。そういう力を発揮した人たちの中にはいるので、うまくマッチすることで一生懸命働くし、働き続けられるし、いろんな人がいるとわかってもらえるので、ぜひこういうところもまちづくりの一環としてやっていけるといいと思っています。

(3) 権利を守る

それから、「権利を守る」は、障害者基本法というのがあるという話をしましたが、国際的な潮流の中で、国連の障害者権利条約が日本で効力を発効しています。障害者権利条約は結構効力が強くて、日本の一番上位法である憲法の下にさまざまな法律や政省令や条例がたくさんありますが、障害者権利条約は憲法のすぐ真下にくるので、日本が受け入れるといった瞬間に、憲法の下にある日本のあらゆる法律がこの障害者権利条約を満たしていないと日本が条約違反になります。長年の念願がかなってやっと受け入れられたのですが、障害を持った方たちも一人の個として、子どもだろうが大人だろうが、きちっとその権利を守っていくということが大事となっています。

併せて、特に子供の時期は、その子を育てる両親、家族もしっかりと受け止めないといけません。どうしても子どもの支援をしていると着目するのはお父さん、お母さんになりますが、実は兄弟がいる家庭の場合は、その兄弟をしっかり支えていかなければいけないのです。障害を持った子どもを育てている家庭でその子に兄弟がいた場合には、両親の目がどうしても障害を持ったその本人にいてしまい、ほかの兄弟が私は愛されていないと思うことが時々出てきます。そんな状況の中にある家庭もあるので、障害を持った本人と家族を含めて権利を守っていくことが大事になってくると思います。

(4) 共生社会を育む

そして、「共生社会を育む」は、先ほどさまざまな地域で働き、暮らし、権利を守るという話をしましたが、本人、家族もみんな地域住民の一人なので、どんなに本人だけが頑張っても、家族だけが頑張っても駄目で、地域住民だから地域全体の中でしっかり受け止めていただかないといけません。我が子を連れて身を投げようという話題が一年に何回かニュースになっていますから、なかなか社会が受け止められない状況だということを考えると、みんなで考えていかなければいけないと思います。

東日本大震災で、障害を持った方あるいはその家族が随分苦労してきた事実がありますが、そうする

と防災対策というものも、例えば就業中に被災した場合、休日に家にいた場合など、どんな状況でも対応できるように日々考えておかななくてはならないと思います。

3. 東南アジアにおけるある日本人研究者のお話

ある東南アジアの発展途上国の話で、日本の研究者で私の知人の恩師ですが、発展途上国の山間部で障害福祉の実状をリサーチにいかうということで行きました。そして、麻痺を抱えている方がいるのはすぐわかったので、この村では障害者観をどう思っているのか村人全員を集めて質問しました。そうしたら、この村に障害を持った人はいないと言うのです。これは外国人が調査に来たから本当のことと言わないと思ったので、改めて個別に話をさせてもらってもいないとみんな言います。よほど信用されてないと思って、あそこに片方麻痺がある人がいますと尋ねたところ、いると認識しているのですが、彼は障害者ではないのですかと尋ねたら、障害者というのかもしれないけれども、彼は彼という回答でした。

東南アジアにおける、ある日本人研究者のお話 ②

住民として期待される役割と、個別評価

研究者 「体に麻痺をもつ村人がいるようですが？」

村人 「ああ、いるよ！」

研究者 「彼は障害者ではないのですか？」

村人 「違うよ！」



- 畑の手入れをする…、家畜の世話を…、村の集まりに参加する…、彼が出来る方法で、出来る事を住民として果たすことが、評価されている。
- 彼は立派な村人であった。

図2 東南アジアにおける、ある日本人研究者のお話

なぜかという、彼は麻痺を抱えながらも畑の手入れをし、家畜の世話し、村の集まりに出てきて一緒に手伝いもして、自分でできることをやっているの、彼に障害があるかどうかは関係ない、私たちと一緒に村人という視点なのです。障害があるから彼はできないということは一切考えていません。昔の村社会は日本でもそうだったのかもしれませんが、自分の村をよくしていくためには住民みんなでその村を活性化していかななくてはならない。そうすると一人一人がやれること、子供は子供として、年寄りも年寄りとしてやれることをやり、それと同じで、彼は麻痺があるけれども、この村で必要とされる存在ということです。さっきの納税の話につながりますが、彼の持っている可能性、彼の得意とするところをきちっと個として評価しているところが、この海外での調査でのポイントでした。

4. CBR～地域住民を巻き込んだ社会開発 (WHO) ～

そうした中で、コミュニティをつくっていくということを考えたときに、Community-Based Rehabilitation (CBR) という考え方があります。WHOが策定したのですが、発展途上国や社会資源が少ない地域で、障害があり、年をとっていたり、さまざまなハンディキャップを抱えた人たちが社会に出たときにどうやって支えていくのか、限られた社会資源をどのようにつなぎ止めていながら活性化していくのかということで考え出された一つの戦略です。

CBR ～地域住民を巻き込んだ社会開発 (WHO) ～

CBR (Community-Based Rehabilitation)

- 1980年代、地域社会にある既存の資源を活用し、途上国の農村に住む障害者と家族のQOL向上のため、WHOが開発。

CBRとは…

- 地域社会開発における戦略の一つ。
- すべての障害児・者に対し、「リハビリテーション」、「機会均等化」、「社会統合」を目指す。
- 障害者や家族と地域コミュニティだけでは実現しない。
- 適切な保健・医療・教育・職業・社会サービスが一致協力することによって実施される。

図3 CBR ～地域住民を巻き込んだ社会開発 (WHO) ～

CBR は、あらゆる障害を持った人たちに対して、「リハビリテーション」「機会の均等化」「社会統合」の三つの視点でこの仕組みをつくっていくと考えています。「機会の均等化」は、先ほどの麻痺があっても彼は村人だからという海外の事例のように、彼は障害があるから保護の対象ということではなく、彼はハンデはあるかもしれないけどできることはちゃんとやらせようという、同じ住民として扱っていく考え方です。特別な人たちを出していくのではなく、そうやって村で一つのネットワークがしっかりとできていくことで解決方法を見いだせることです。

そこに向けて「リハビリテーション」という仕組みを取り入れていく話になりますが、大事なことは本人が一人で頑張る、家族だけで頑張る、地域住民だけが頑張るのではなく、ここにどういう仕組みを制度として裏づけしていくのが大切です。それは保険や医療や学校教育であったり、会社や私たち福祉サービスがどうかかわっていくのか、また公的な福祉サービスだけではなく時々世話好きな方がいますが、私たちはそれをインフォーマルな資源といい、身近にいてくれる地域の人たちが実はとても強力な支援者になる考えです。そういうものが全部一つになって、地域をつくっていきましょうというのが、「社会統合」の考え方です。

5. リハビリテーション

「リハビリテーション」は四つの考え方があります。リハビリというと、病院で理学療法、作業療法の訓練を重ねて、失った機能を回復するというイメージが強いと思いますが、失った機能を無理やりリハビリテーションで回復させるのではなくて、難しければ補装具をつけることもリハビリテーションです。例えば、事故で足を切断せざるを得なかった方に足を生やすといっても無理なので補装具を使います。そうやって自立が獲得できるのなら、それもリハビリテーションの一つに入ってくるということです。これを「医学的リハビリテーション」といいます。

リハビリテーション (re-habilitation) ~

リハビリテーションの主要4分野

- 医学的リハビリテーション
 - 身体的、心理的能力、または補償的な機能を伸ばすことで、自立を獲得し、積極的な人生を営めるようにする医学的ケアのプロセス
- 教育リハビリテーション
 - 特別支援教育に限定されない。
 - 学校教育のみならず、社会教育、生涯教育などを通じ、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する。
- 職業リハビリテーション
 - 障害が故に就職が困難であったり、維持が難しい人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み
- 社会リハビリテーション
 - 社会生活力を高めるためのプロセス。
 - 社会生活力とは、様々な社会的な状況の中で、自分のニーズを満たし、一人ひとりに可能な最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力(ちから)

図4 リハビリテーション (re-habilitation) ~

「教育リハビリテーション」は、障害を持った子どもたちが社会へ巣立っていくために獲得する、子どもたちの大事なプログラムになります。私たちが「教育リハビリテーション」とイメージすると、特別支援教育のイメージばかりが先行するかもしれませんが、学校教育だけのことを言っているのではなく、社会に巣立っていくために必要な可能性をイメージしながら、学校での学習だけではなく、生活の部分もしっかり身につけてもらうというトータルを「教育リハビリテーション」と考えます。

「職業リハビリテーション」は、企業の方たちは多分関心のあるところと思いますが、障害を持っているから就職することが難しい、何度も何度も離職するという方が割と多いですが、マッチングでうまくいけば長く働き続けることもできます。そうやって社会参加していくことで自己実現を達成したり、経済的に自立していった社会に参加していく機会をどんどんつくっていくためには就職するということはとても大事なことです。働けるようにするためにトレーニングすることではなく、就職した後も働き続けられるようにフォローしていき、徐々にフェイドアウトしていくという、自立できるまで支援者が

かかわればいいのです。だから、私たちが徐々にフェイドアウトすることも「職業リハビリテーション」の仕事です。

そして、「社会リハビリテーション」が今日話す中のポイントと思っています。「社会生活力を高めるためのプロセス」と書きましたが、社会生活力とは、障害を持った方の希望を実現できるように支えていくために、私たちはどう応援していくか、そして大事なことは、その先に社会参加や地域に奉仕できるような一つの個として自立していけるようにしていくことを目的に「社会リハビリテーション」があります。その「社会リハビリテーション」の中で社会生活力というのは、地域の中でこういうところを目指していくのが大事という、今日のタイトル「障害者福祉を視点としたまちづくり」の一番目玉のところになります。

6. 社会リハビリテーションと社会生活力

障害を持った方たちは、最初から障害を持って生まれた方と中途でなった方とでは、自分の障害のとりえ方は全然違います。例えば皆さんが事故に遭って半身不随になった、あるいは寝たきりになった場合、それを受け止めていくプロセスはすごく難しいですが、そこを受け止めていけるようにかかわっていくことが大事です。また知的障害や発達障害の方の場合は、本人自身も自分の障害というものを受け止めていけるかというところが、その先の一步を踏み出すためにとっても大事な要素になります。医者がこの子に、「君の課題はここで、実は何とか症候群というのがあり、それみたいだね」と言うタイミングをどこに持っていかは悩むところです。でも、ここが受け止められて一歩出ると、その後の地域社会とのかかわり方がとても近くなるので、これはとても大事なポイントです。

社会リハビリテーションと社会生活力

社会生活力とは ~社会リハビリのキー概念~

- ① 障害のある方が、自分の障害を正しく理解する。
- ② 自分でできることを増やす。(リハビリテーション)
- ③ リハビリテーションによって、自分の能力を高めるが、残された障害については、様々なサービスを権利として活用する。
- ④ 足りないサービスの整備・拡充を要求する。
- ⑤ 支援(ボランティアなど)を依頼できる。
- ⑥ 地域の人たち、職場の人たちと良い人間関係を築ける。
- ⑦ 主体的、自主的に、楽しく、充実した生活ができる。
- ⑧ 障害について、一般市民の理解を高める。

図5 社会リハビリテーションと社会生活力

また、リハビリテーションを通じて自分ができることを増やしていくことも大事ですし、もともと持っている力をしっかり育てていくことだけではなく、障害があるから苦手としているところはしっかりと使えるサービスを利用したいと言えるようにしていくことも大事です。しかし、こういうところで手が借りたいと思っても、「そんなサービスありません」、あるいは「君の思うように使えない」、「そんな時間は提供できない」ということも出てきます。そういったときに、足りないサービスや使い勝手の悪いところを要求していくソーシャルアクションもしていかななくてははいけないし、支援を依頼できるように、自分でSOSが出せるのはとても大事なことです。例えば、会社でも、障害があるない関係なしに、困っていてもうまくヘルプが出せない社員はいますが、そうするとそこで業務が滞り、結果的にコミュニケーションや人間関係を育てていく上でとても大きな障壁になっていきます。SOSが出せるのはとても大事で、子供のころからしっかり育てていけるといいと思いますが、大人になってからも、会社ではOJTでどのように研修していくのかということが大きな会社の課題と思います。

それから、地域の人たちや職場の人たちと良い関係がつかれるかどうかも大事です。こういったことを通じて、障害を持った本人がだれかに依存して生活していくのではなく、自らが主体的に自分の生活を楽しめるように、充実して受け止められるようにしていけるといいと思います。そのためには、障害を持った方たちがどこで困っているのか、どういうところでSOSを出す可能性があるのかを含めて、それぞれの市町村の住民が障害というものをどのように理解してもらえるのかをしっかりと伝えていくことが私たち福祉サービス側や行政がやっていくことだろうと思います。こういった課題やポイントをしっかりと踏まえながらまちをどうつくっていくのかを考えていくことが大事だろうと思います。

7. 障害のとりえ方の変遷

(1) ICIDH (国際障害分類) : WHO. 1980

また、グローバルスタンダード、国際的な潮流の中で、障害を持った方たちをどのようにとらえていくのかを私たちもしっかりと知っておく必要があるだろうと思います。私たちがイメージする障害は、例えば「病気になった、先天的な疾患だからということで、半身がうまく機能しないなど、機能的な障害が体にあるから能力が発揮できない。だから、その人に対する評価が下がり、社会の中でも不利益を被る」という論法であり、割と多くの方が考えている障害のとりえ方です。

図6にあるように、事象が疾患・変調であるので、そのために手足が変形し、癒着しておりうまく機能しないということで、障害があるから能力が発揮できないので、不利益が起こるという考え方です。機能・形態障害の社会的不利というのは、例えば顔に大きな痣がある場合でも、機能的な障害は別にないけれども、それが働く、結婚するといったときに大きな不利益になったりするということが初期のころの障害のとりえ方でした。つまり、病気や障害という、その個人が抱える事象に対して着目した考え方で、医学モデルと言いますが、医療的な側面が強いということです。

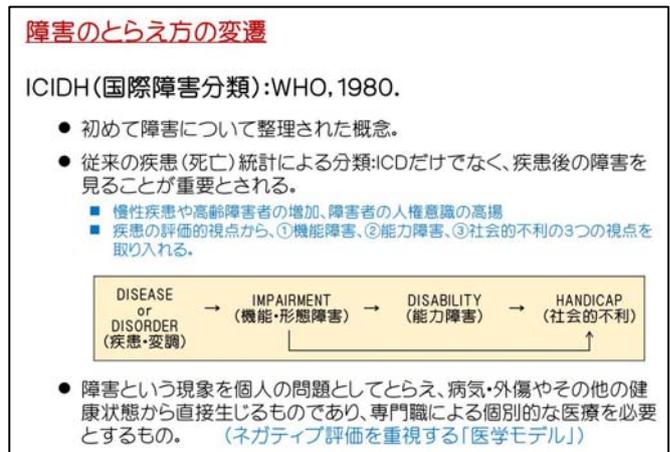


図6 障害のとりえ方の変遷 ICIDH (国際障害分類) : WHO, 1980.

(2) ICF (国際生活機能分類) : WHO. 2001

それに対して最近のとりえ方は、ICF という考え方です。これは、障害というものに対して着目しているのではなく、一人の人が生活していこうと思ったときにどこに課題を感じるかということです。つまり、社会的に不利益な状況が生まれるから能力が制御され、その人が持っている可能性が障害されるというとりえ方もできます。その結果、畏縮してしまい意欲が上からなくなるということもあり、一方的にばかりとらえてはいけないので、その人の生活全般の中でどこに課題があるのかをとらえてほしいという考え方です。

障害のとりえ方の変遷

ICF (国際生活機能分類): WHO, 2001.

- 「人が生きることの全体像についての世界共通の言語」として採択。
- 人が健康である状況とは…、「生活機能」が高い状態を表す。
 - 人もつ生活機能とは、①心身機能・構造、②活動、③参加の3つの階層を包括したもの。
- 人間と環境との相互作用を基本的な枠組みとし、人の健康状態を系統的に分類するモデル。(相互作用モデル)
 - 新たに「環境因子」と「個人因子」が、生活機能や障害に影響する因子として加えられた。
- その人が持つ強み(ストレンクス:秘められた能力や可能性)をプラス要素として評価。プラス要素の増大(思いや願いの達成)により、マイナス面は縮小し、QOL(生活の質)が向上するという考え方。

図7 障害のとりえ方の変遷 ICF (国際生活機能分類) : WHO, 2001.

図8はICF2001モデルを示したのですが、中央に「心身機能・構造」、「活動」、「参加」と書いてありますが、この三つが一人の人の生活機能と考えてください。「心身機能・構造」は物理的な障害(麻痺、拘縮)、「活動」はその人が日常生活していく上で必要な行為(例えば家事(余暇も含む)、勤務などその人が持つ力、可能性)、そして「参加」は社会へ参加していくことです。一人の人が生きていくときに、一人で生きているわけではなくて、人間は社会性の中で活動する動物ですので、社会との関係性は切っても切れないです。それが双方向の中にあって自分の生活が成り立っていきます。最初に話したように、皆さんが夢を語る時、突然生まれるものではなくて、昔からある経験が根底にあって夢を描いたりすると思います。ここが一人の人のパーソナリティとして、ここに障害があるから課題があるのではなく、社会がその障害を理解しないから結果的にその人が不利益になっているという外的要因の考え方です。

その外的要因は、「環境因子」と「個人因子」ととらえていますが、例えば私たち福祉団体あるいは企業、行政は「環境因子」です。例えば皆さんの中で障害のことをうまく理解してもらえないという方がいて、社会の中でのその人の生きづらさの様な要素が注がれ続けると、社会の中で一生懸命やっっていくのが嫌になるというネガティブにとらえてしまうことも起こり得ます。あるいは、その人自身が抱えている課題、それは性格や家庭環境、例えば母子家庭や幼少期に両親が亡くなって養父母の下で育てられたようなことを含めて、さまざまな関係の中で自分のパーソナリティがどう変化していくのかという関係性でその人が健康かどうかをとらえていこうというものです。

だから、障害が機能的な部分によるものではなくて、社会が、別に障害があってもそれは個性というような表現をする人もいますが、やれることがあるのならそれでやってくれば良いという、とりえ方

ができれば社会や会社の中で必要とされる人になっていくだろうし、役所の中で働ける人になるかもしれないし、議員になるかもしれない。このように障害のマイナス面ばかりをとらえるのではなくて、その人のプラスの部分、強み、ストレンクスモデルとも言いますが、その人が持つ力や可能性にしっかり着目して、そこを伸ばしていき、得意とするところにその人を評価していけば、障害があるかもしれないが、会社で重要な役割を担っている、家事もやっている、地域の奉仕活動にも参加している、運動会で走ったり、運動ができなくても放送をやってもらうなどの可能性が評価できるようになっているとらえ方をしてほしいというのがICFの考え方です。

ICF:2001モデル

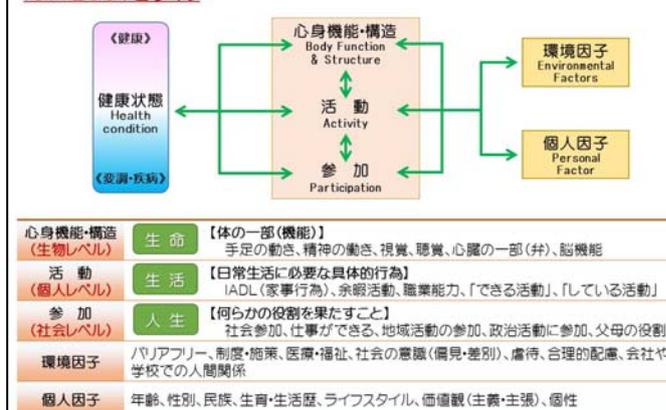


図8 ICF:2001モデル

8. 障害を持つ方の事例

ある発達障害の方ですが、梅雨の時期は雨が降りその後晴れて、また雨が降るので、ものすごく体調の波が出やすい時期なのです。そうすると、医者ですら、それは怠慢ではないのかというとりえ方をされてしまい、私の気持ちはどうすればいいかという話がありました。理解してもらえないことがものすごくストレスになり、結果的に障害ということでは周りから評価されないということで自分に対するネガティブなとりえ方をしてしまうがゆえに、何もできなくなることが多いのです。私は様々な支援機関にかかりましたが、ある障害の方から「自分が苦手としているところを伸ばせということで、試練と称してどんどん仕事をやらせているが、そのくせそんな仕事では駄目みたいに言われると、やる気はあるけれども、支援者ですらわかってくれない」という不満が福祉サービス側にきたことがあります。これを聞いたときにはかなりショックだったのですが、そういう障害を、望んで持って生まれてきたわけではないし、望んで事故に遭ったわけでもない中で、それは君が悪いみたいに言われてしまう考えを改めていくために、先ほどのICFという、プラスに着目

する考え方に変わってほしいと思います。

このように評価されないと、どんどんネガティブになってしまいますが、皆さんの場合は、自分で解決したり、だれかに相談したり、発散して解消することができますが、障害を持った方たちの場合は、そうしたことが苦手です。先ほど、自分の障害をしっかりと受け止められるかは社会生活の中で大事という話をしましたが、しっかりとそれを受け止めながら、例えば糖尿病やアレルギーを持った子どもが、健康のことを考えた食事制限ばかりになると、ご飯を食べるのが嫌になってしまうので、そうではなくて少しでも食べたいと思えるような環境をつくっていったり、我々が一緒になってそこにしやすい環境をつくってあげたりすることで、障害を持つ方が頑張って仕事をやっていけるというモチベーションを持つことができるようにアプローチしていくことが、まず前提として必要になります。

9. 「ヘルスプロモーション」と「エンパワメント」

本人が落ち込んでいるのに、一生懸命応援したところで無理があるので、そうではなくて本人がやる気をだして立ち上がっていけるような最初のフォローアップをしっかりとしていかなないと、その後どんな応援や支援をしたところで動かないのです。そういうところをほぐしていくために、本人のやる気やモチベーションをしっかりと高めていくという考え方を「エンパワメント」といいます。これも大事なキーワードになると思います。本人が次のステージへ一歩踏み出すために、周りで応援している同僚、家族が、本人がやる気をだせるようにちょっと支えてあげて動き出せる関わり方というのが「エンパワメント」といい、大事なポイントになると思います。

「ヘルスプロモーション」と「エンパワメント」

新しい公衆衛生戦略として提唱:WHO, 1986.

- 「人々が健康を増進し、コントロールしていくことが出来るようになるプロセス」をいう。
- 「すべての人びとがあらゆる生活舞台—労働・学習・余暇そして愛の場—で健康を享受することのできる公正な社会の創造」を目指す。
- 慢性疾患や障害と上手に付き合いながら、QOLを高めていこうとすること。
 - 糖尿病患者、消化器系難病患者、嚥下障害のある患者、アレルギー疾患児、先天性代謝異常児etcの食事制限…美味しさや食事の楽しさを損なうと効果的ではない
 - 障害をもつ人のなかには過食の人もいるが…
- その目標を達成するためには、一人ひとりの主体性を重視していくことが大切。
- キーワードは「エンパワメント」 empowerment

図9 「ヘルスプロモーション」と「エンパワメント」

図10は、「エンパワメント」を少し図解したものです。自助・共助・公助は障害の分野だけではなく、住民サービス全般に言えることと思います。

行政がすごくいい制度施策をつくったとしても、それを受け止める本人や家族や地域がいなければ、全然意味がない。先ほど、本人や家族は地域住民の一員という話をしてきましたが、その関係性の中でどうやって一人一人がやる気を高めていけるかということが大事なので、行政としては安心して生活していけるような制度施策をつくったとしたら、それを地域の中で実効性が高いものにしていくために、きちっと住民を含めてネットワークをつくっていくことが大事です。制度だけつくればそれでいいという話ではなくて、これをどのように運用させられるのかということが大事であり、そういうことは行政も住民の中に飛び込んでいかなければいけないし、住民サイドのほうからも、地域や家族が本人のために何とか支えていこうというネットワークをつくって、そのネットワークで障害を持つ方に、「私たちも応援するから、失敗したとしても大丈夫。やり直しはできる」というふうにして、次の見通しも立てていながら、本人がやる気を出していかなければ進まないということです。図10は、本人がうずくまっていたとしたら、後ろからどんどん押したって空回りするということです。本人が一生懸命やろうと思っても、間の家族や住民が外を向いていたら空回りするということです。だから、みんなで同じ方向を目指さないと本人の豊かな人生に向かって進んでいかないといけないということです。

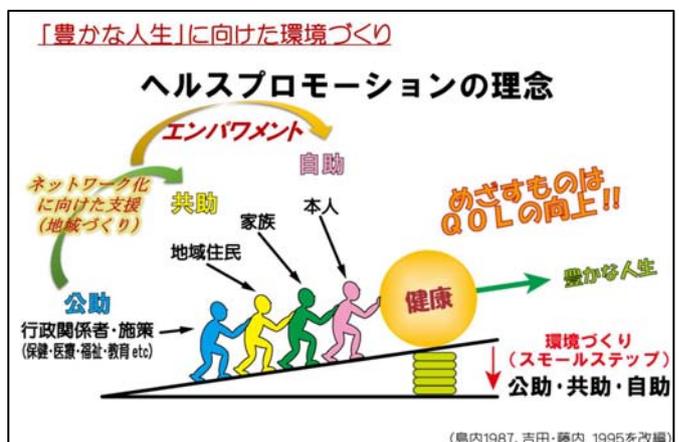


図10 「豊かな人生」に向けた環境づくり

図10をもうすこし具体的にいうと、この坂の角度は課題とか目標を達成するために必要となるパワーで、坂の角度が大きくなればより大きい力が要り、逆に緩やかだったら軽い力で進みます。つまり、最初から大きなゴールを掲げるのではなくて、達成できるスモールステップの課題から提示していきながら、これはうまくいった、では次はこれをしていこうという環境づくりが大事です。スモールステップと書いてあるのは、ハードルをなるべく下げて達成

感をたくさん獲得することで「エンパワメント」を高めていきましょうということです。

これは地域の中で僕たちが生活していく部分だけではなく、会社でも社員教育でも同じことが言えます。図10の中の坂の傾きの座布団をどのように減らしていけるのかというところが、本人が考えるだけでもないし、親御さんが考えるだけでもないし、ましてや地域住民だけがやることでもない、みんなで考えることですということを表した図です。

10. すべてにやさしい「ユニバーサルデザイン」

次に、バリアフリーという言葉とユニバーサルデザインという言葉がありますが、何が違うのかというと、バリアフリーは既に障害があるから社会に参加できないという環境を改善しようという発想です。例えば、エレベーターを設置する理由として、車いすを使う人にも目が不自由な人にも使いやすくしよう、手すりは身体的な障害のある人が上がりやすいようにしようという考え方がバリアフリーです。一方、ユニバーサルデザインの考え方は、障害を持つ方だけに着目するのではなく、例えば建物の中でもエレベーターがあることによって障害を持った方たちだけではなく、妊婦の方が上の階層まで行こうと思ったときにエレベーターがあるほうが行きやすいです。このように、障害を持った方たちだけではなく、あらゆる人がその利益を享受できるほうが、障害を持った方たちのためだけの仕組みをつくるよりも、より汎用性が高くなるというのがユニバーサルデザインの考え方です。これは対極的に表すものではありませんが、方向性としてはユニバーサルデザインに向かっています。

もともとユニバーサルデザインが出てきたのは、障害を持った方たちのためだけにバリアフリーと言っているのが納得できないと感じたアメリカのドクターが、ユニバーサルデザインを提唱したのが始まりです。七つの原則がありますが、とにかくだれにとっても平等、公平、扱いやすく、だれでも使える、わかりやすい、簡単ということです。例えば子供が使っても安全で、お年寄りが取り組んでも少ない力で作業ができるということです。また、「空間性」というのは、だれでも使える大きさのことで、例えば多目的トイレは、障害者用トイレとはいいません。

すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」

ユニバーサルデザイン（7つの原則）

■ 最初から多くの方に使いやすいものを作る設計手法。個人差（老若男女）や国籍の違いなどに配慮。

原則①	公平性	誰が使っても、公平に操作できること。出来る限りすべての人が、いつでもどこでも、同じように使いこなすことが出来る。
原則②	柔軟性	使用するときの自由度が高いこと。たとえば、右ききの人でも、左ききの人でも、思いどおりに使える。
原則③	簡単	使い方がとても簡単であること。ひと目見ただけでも、すぐに使い方が理解できる、分かりやすい作り。
原則④	明確さ	分かりやすい情報で理解しやすいこと。使う人の知りたいことが、わかり易く丁寧に説明されている。マニュアルなど。
原則⑤	安全性	使うときに安全、安心であること。うっかりミスで、間違った使用をしても、できるかぎり危険に繋がらない。
原則⑥	省力性	使用中、体への負担が少ないこと。少ない力でも使用ができること。長い時間使っても、どんな格好で使用しても、疲れにくい。
原則⑦	空間性	誰にでも使える大きさ、広さがあること。使う人の大きさや、姿勢、動きに関係なく、楽に使いこなすことができる。

図11 すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」

11. ユニバーサルデザインの実例①

図12は、ユニバーサルデザインの実例で、これらは世界共通のマークで、左側上段は非常口のマークで日本人が考案したデザインです。例えばトイレは、世界のどこへ行っても、その国の言葉がわからなくても見た瞬間それが男性用か女性用かわかります。これがユニバーサルデザインということです。左側中段は、多目的トイレの説明ですが、別に車いすの方のためだけのトイレではなくて、少し広くとることによって、例えばおむつを替えるためのベビーベッドがある、オストメイトといって人工肛門をつけている方たちが利用するのに使えるなど、いろいろな用途で使えるという様になってきています。



図12 ユニバーサルデザインの実例

その他、中央上段の斜めドラム洗濯機の写真は、車いすの方でも高さが下がったことで洗濯しやすくなりました。それから、中央上段の手すりは、通常1本つけておけばいいのですが、例えば身体障害を抱えているお子さんがいたりすると、下の手すりのほうが使いやすくなります。また、右側上段のビール缶とジュース缶の写真は、お酒だけ口のところに点字がついており、お酒と書いてあります。ジュ-

スは書いてありません。紙パックでも、一番上のところがジュースパックは平らですが、牛乳パックは凸凹があり、それで飲み物がわかります。同じようにシャンプーの容器には凸凹のデザインがついていますが、リンスの容器にはついていません。これもユニバーサルデザインで、障害がある人たちのためだけにつくっているわけではなく、みんなにとって使いやすいものをつくっています。また、中央下段の家庭用のシステムキッチンの写真は、下が収納ボックスで、椅子にすることもできますし、取り出して車いすの人がそのまま作業できるというものです。だれかのためだけの特別なものではなくて、みんなが使いやすいものをつくっていくというふうになっています。

それ以外に、企業の方は仕事をしてもらうときに手順書をつくると思いますが、ビジュアルで示すと、障害がある人たちだけではなく、みんなが使いやすくなり、仕事の効率が上がります。また、障害を持った人を雇おうと思うと、いつもトイレがバリアフリーでない、そういう仕事をつくれないう話になりますが、しっかりとその人の特性に合った形で作業ラインを分解したり、細分化することで十分仕事ができます。そういうワークフローをつくっていくのは私たちは得意で協力できると思います。

12. ユニバーサルデザインの実例②

それからコミュニケーションが難しいという社員も多いのかもしれませんが、コミュニケーションがとれないから仕事が進まないというネガティブなことを考えるのではなく、言葉でうまく言えないのならそれに代わるものを提示できればそれでもいいということになります。

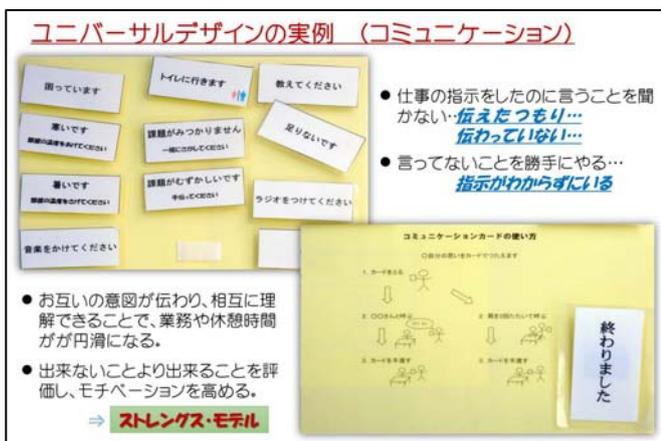


図13 ユニバーサルデザインの実例 (コミュニケーション)

図13のように、言葉に代わるものとして、「これをしてほしい」「こうしてほしい」「これ終わりました」のようなカードを用意しておき、それを提示したら、

「終わったんだね、じゃあ次の仕事だね」、「休憩だね」というふうに次のステップに進むことができます。これも障害のあるなしに関係なく、コミュニケーションとは、その人の情報の発信力だけではなく、皆さんが相手が発信したものをどう受け止めるかという受信力の問題でもあるので、双方向でなければコミュニケーションは成立しません。それに代わるツールがあれば、仕事、学校生活、家庭生活も十分に対応できます。無理に発語を促さなくてもこれでコミュニケーションが通じるのなら、その人の得意な部分、強みを生かしてあげることで、その人が仕事をする達成感を感じてくれるはずですよ。

13. ハード整備とソフト整備

例えば、右手左手どちらでも使えるハサミを開発したというハード整備がユニバーサルデザインでは重要ではなく、逆にそういう特別な道具を使っていると、障害者だからしょうがないと思われてしまいます。そうではなく、片方に麻痺があるとか事故で欠損してしまったからどうしても左でやらざるを得ないなら、左でやりやすいような事務があるとか、道具があれば十分仕事に堪えられるソフト整備をしていくことが大事です。だから特別なことをやっているわけではなく、みんなと同じようにその人にも役割を果たしてもらって、会社、地域、学校など、みんなにわかってもらい、しっかり評価してもらおうということが大事です。つまり、これをどのように伝えていくのかというノウハウがこれから必要で、福祉の専門家だから得意とかではなくて、皆さん一人一人がこれを担ってもらわなくてはいけないと思います。

ハード整備とソフト整備				
● 「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」とは、異なる考え方に基づいて生み出されたものだが、共にすべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合う姿勢を育て、共に生きる人間の心の育成を目指している。				
	種類	思想・発想	普及スタイル	対象者
ハード整備	バリアフリー	高齢者・障害者の使いやすい街に変化	施設の計画に規制する事で普及【行政指導型】	高齢者 障害者等
	ユニバーサルデザイン	多くの方に使いやすいデザイン手法	良いものを褒め讃え推奨する【民間主導型】	すべての人
ソフト整備	心のバリアフリー	心のやさしさや思いやり (他者感覚)	啓発・教育・交流	すべての人
	心のユニバーサルデザイン			

図14 ハード整備とソフト整備

14. 東日本大震災における被災状況

さて、私は今年度から豊橋市の消防団長をさせていただきますので、防災の話から地域づくりの話をしたいと思います。東日本大震災から3年がたちま

すが、私の知人で陸前高田市の駅前で障害者支援の仕事していた人は、事務所が津波でさらわれてしまい、知人は自分の両親の安否も全くわからない状況の中で、まずは自分がかかわっている障害を持った方たちの安否を確認する作業から入ったそうです。自分の家族の安否も心配ですが、自分が責任を持ってかかわっている人だからこそ、建物や避難所を回ったという方がいます。

実は障害を持った方たちの亡くなった割合は一般の方よりも多いという調査が出ています。特に津波の課題があったので、それで死亡率が高いと思います。宮城県の沿岸部の自治体を対象にすると、住民全体の1.4%が亡くなったと言われていますが、その中でも障害者手帳を持っている方だけでは3.5%で、だからおよそ2.5倍、障害を持った人たちのほうが亡くなっている割合が高いという数字が出ています。

なにが起こっていたかという、震災直後にインターネット上では、「聴覚障害の〇〇さんという人がいるんだけど連絡がとれない。安否のわかる人は教えてください」というのがツイッターとフェイスブックでいくつも流れました。つまり、逃げろという放送が全く聞こえず全くわからないので、家にいたから結局そのまま亡くなっていたということです。また、視覚障害の方、車いすの方の事例では、逃げろと言われても家が地震でぐちゃぐちゃの状態で出られず、そのまま津波にさらわれてしまった。身体障害をお持ちの方の死亡率が高かったというのが東日本大震災の特徴でした。

このように、大きな障害を持って生活しているということは、大規模災害時にもものすごくハンデがあるということです。例えば近所の方たちが、独り暮らしのお年寄りや、自閉症を持った子がそこにいるということを知っていたから、連れて逃げたという事例もあります。そうすると、地域の中でそういった関係性が築けるかどうかがとても大事で、これは市全体でその仕組みをつくらうといっても機能しません。例えば豊橋市は、市の消防職員は320人しかいませんし、3交替で動いているから、署にいてすぐに出動できるのは職員の半分で、それで38万人の人口の圏域をカバーするのは無理です。

市の行政も早く住民サービスを立ち上げなくてはいいのですが、市の職員もいざというときの分担は決まっています。だから、防災対策では、地元の方が、市は何をしてくれるのかという話になりますが、まず無理と思ったほうがいいです。市のレベルではなく校区、町、組の小さいレベルで地域住民としてどんな人がいるのかという、つながりを持っていかないととても難しい状況になります。

この地域は直接津波の被害を受けるというのは、

田原あたりでは可能性があります。「津波でんでんこ」という言葉があり、揺れたら逃げろ、率先避難者になれという考え方ですが、その中で、あそここういう人がいるはずだというふうと一緒に動いてくれるキーパーソンを地域の中で、つなぎ止めておくことが大事と思います。

安否確認も、先ほど陸前高田車で1カ月走り回ったという話をしましたが、それでも全部把握できなかった。どこにいるのかわからないので、そういう情報をどのように収集することを考えればいいのかも、これから考えていかなくてはいけないと思います。現在、全国で「福祉避難所」というのが指定されていますし、豊橋市では福祉避難所以外の民間の老人施設、障害者や子供の施設を対象に、いざというときには協力してくださいという協定を結び始めていますが、学校、会社でどうやって安否確認の情報を集めるのかというのも課題ですし、障害を持った方は、ふだと違うことが起こるとものすごく不安が高くなって落ち着いていられなくなるので、だれがフォローできるのかも平時から考えておかなくてはいけないと思います。



図15 東日本大震災における被災状況

15. 震災直後の様子

実際に被災した後の出来事のコメントで、どういった生活上の困難があったのかの事例があります。特に福島は原子力発電所の課題もあったので特に困難でしたが、避難所へ行くのはふだと違うことなのでとても不安が高く、じっとしていられないのです。新潟の中越地震のときに、一般の会社で勤めている障害を持つ方を支えている人たちが、避難所に連れていったのですが半日いられませんでした。じっとしていられないので、多少傾いてもまだ住めるといって家に帰ってきました。

東日本のときも同じようなことが起こり、避難所は学校の体育館になり、子どもにとってみれば遊ば場で、自閉症の子どもが走り回ると周りからうるさ

いといわれて、追い出される事例がありました。そして、車中泊するしかなく、ずっと車で生活するのは厳しい状況になったときに、他県から応援に入ってきた支援者が公民館を借りて、そこに子どもたちを預かるということで支援が始まって、私の施設のスタッフもそこに応援に入ったということがありました。

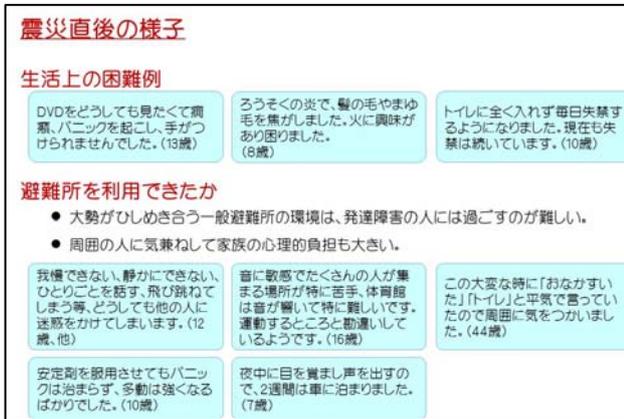


図16 震災直後の様子

16. 避難生活と非常時支援の課題

ふだんと違うことが起こったときに、それに対処しようと思ってもすごく混乱することが起こり得ます。さらに、障害を持った子どもがまだ小さかったとき、その子のことを気かけながらも食べていかななくてはいけないので、配給される食糧、衣類をとりに行きたいのですが、それすらとりにいけなかった。また、ものすごく衣類に対する執着が高くて、この服でないと嫌だというような子もいるので、ぐちゃぐちゃになっているけどもそれをずっと着るしかなかったという声もありました。逆に感覚過敏でチクチクするような衣服は着られない子どももいますので、そうすると、支給される衣類もとても着られず、結局ずっとそれを着ている状態になってしまう。

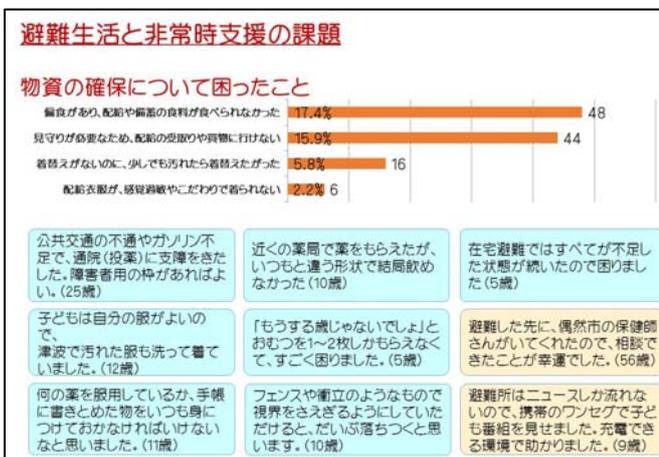


図17 避難生活と非常時支援の課題

このようになかなかわかってもらえないことが多く、そうしたときに避難所に保健師が常駐してくれたからとても助かったということもあります。つまり、みんな不安ですが、障害を持っている本人あるいは親にしてみれば不安がさらに強くなっているもので、相談できる人が身近にいることはとても大事です。顔を知っている人がいてくれるのはとても大きなウエイトですので、そういう避難所づくりも、これから地震がくると言われていますので本当は考えておかななくてはなりません。

17. 大規模災害に備えて地域でできること

しかし地域の方たちと話をすると、市は何をしてくれるという話になりますが、そんなことを考えている場合ではないのです。例えば薬を飲んでいる方も皆さんの中にもいるかもしれませんが、東日本大震災ではいざというときのために、お薬手帳みたいなものを持っていたので、ふだんの主治医と会えないときに処方してもらえて助かったということもあります。中には、錠剤でないと飲めないけど、粉しか処方されなかったのでとても困ったというケースもあります。障害を持った方たちの場合、ふだんと違うことが起こったときにとてもつらいことが起こり得るということを知ってもらった上で、平時のまちづくりにも、できれば組み込んでおいてもらいたいと、役所の皆さんにはお願いしています。

役所内では、防災、障害、子供、老人、住民課などいろんなセクションがなかなか相入れないので、できれば横で串刺すセクションがあると大変望ましいです。実は、相談支援事業所というのが私たちの福祉サービスの中に出てきており、先ほどの「ソーシャルアクション」で、ないサービスは要望していくことができるようになってきました。ここはつながってほしい、こういう人たちが集まって話をしてほしいということをディスカッションする場が市町村の中にはあり、大いに期待したいと思います。

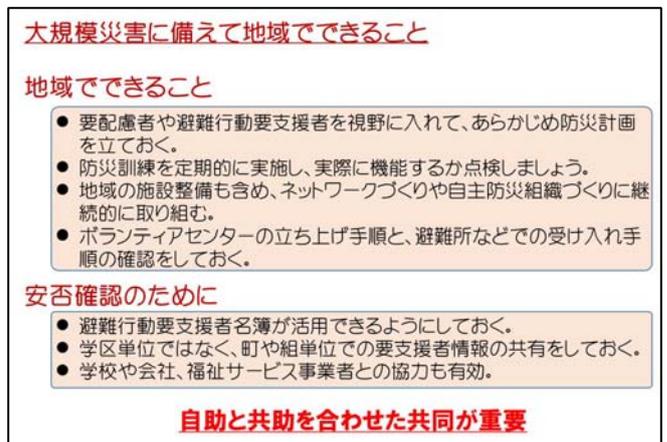


図18 大規模災害に備えて地域でできること

18. 罪を犯した障害者

また別の話ですが、この地域の中でとても大きな問題になっているのが、罪を犯した障害を持った方たちのことです。2011年に新規受刑した人たちの26%がIQ70以下、いわゆる知的障害の手帳の取得の対象になってくる人たちだったということです。しかし、その26%のうち手帳を持っていたのは6%しかおらず、ほとんどが手帳を持ってなかったという実態がわかってきました。

また、その罪名としては、窃盗で、お菓子、ジュースなど500円いかないようなものを万引きして、それを通報されて、うまくコミュニケーションがとれなくて警察に連れていかれたというケースです。もっと大変だったのは、5年ほど前、佐賀県の自閉症の子で、窃盗ではなかったのですが、たまたま自転車で走っていて職務質問を受けたところ、パニックになって大騒ぎしているうちに羽交い締めにされたらそのまま窒息死したというケースがあります。

なかなか警察官にわかってもらえない方たちが多く、その上で、一回収監されて、出所した後に再度犯罪を犯すケースが非常に高いのです。また500円いかないくらいのものを万引きし、それを繰り返して、前科11犯みたいになると、すごい凶悪犯みたいに思われます。その実態がなかなか伝わってなくて、彼らが地域に戻ってきますが、その地域自体が障害を持っている方というよりも犯罪者というレッテルになり、受け止められない。よくその人の話を聞いていると、割と子供のころにうまくコミュニケーションがとれず、周りにそのフォローがなくて、そのまま収監されたということが多いです。

罪を犯した障害者

- 2011年の新規受刑者のうち、知能指数が70未満が26%であった。
- そのうち、手帳を所持するものは、およそ6%しかない。
- 罪名については、43%が窃盗(万引き)、7%が詐欺(無銭飲食、無賃乗車)であり、生活の基盤が充分でないケースであった。
- 犯罪白書(2006年)によると、全受刑者のうち15%が入所2年以上の知的障害者であり、累犯障害者の6割が1年未満での再犯。

「刑務所に戻りたかった…」

- ① セーフティネットとしての刑務所
→3食付き、屋根がある、路頭に迷わない
- ② リセット機能としての刑務所
→場外での生活がうまくいかないと、帰って刑務所からやり直せる
- ③ 懲役者としての安堵感
→思いを共有できる仲間がいる、という安心感。
- ④ 自己治療としての刑務所
→刑務所にいた方が健康。
- ⑤ 「指示に従ってれば大丈夫」という安心感
→刑務所外では、自分で考えて生きていかなければいけない
- ⑥ 資格取得のための刑務所
→時間に余裕があり、資格取得や読書に割く時間がたっぷりある

—医療機関主催の調査資料、NKK資料より

地域社会のほうか「生きづらい」

図19 罪を犯した障害者

例えば、車の免許を持っている障害を持つ方が、交差点から30m以内は駐車禁止とあるので、交差点のど真ん中にとめたのです。交差点の中に止めてはいけないと書いていないので、自閉症の方、発達障害の方はデジタルでしっかりインプットされると

すごく仕事や作業や勉強もはかどりますが、逆に誤ってインプットされたものはそのまま定着します。だから交差点の中に止めては駄目と言っていればとめなかったのです。

また、収監されている間もうまくコミュニケーションとれないから、仮出所もなく満期になります。親の中には何度も警察ざたになっているので、仮出所と言われても引き取りたくないという話になるケースも時々あります。彼らからみると地域に戻ることに怖く、実は刑務所は毎日ずっと決まったスケジュールで送れるので、安心するのです。同じ境遇の中で収監されているから妙な連帯心もできるし、居心地がよくなってしまい、それで一人で外に出されると不安だから、再犯を犯してまた収監されるという悪循環に繋がります。

このようなことを受け止められる仕組みを考えていくことがとても大事なポイントです。国の制度がありますが、とても追いつかない状態で、そういう人たちがたくさんいます。西鉄のバスジャック事件、レッサーパンダ事件などをみると、障害を持った方たちは犯罪率が高いというイメージがあると思いますが、全然そんなことはなく、数パーセントです。だから、誤った情報ではなくて正しい情報を得てほしいということを切にお願いしたいと思います。

19. 障害者を犯罪被害から守る支援

それから、犯罪被害者になったケースも障害を持った方たちは多いです。ここをみんなで守っていかなくてはいけない。例えば、「聖者の行進」というドラマでもあったと思いますが、地域の中ではものすごく優良企業で、障害を持った人たちをたくさん雇い、地域に社会貢献もするというので社長はすごい評価が高かったのですが、実態としては給料未払い当たり前、女性工員に対しては性行為を強要するというので、ものすごく劣悪な状況だったのが事件として出てきました。

障害者を犯罪被害から守る支援

- 日本では障害者がどのくらい被害にあっているのかを示すデータはほとんどない。しかしアメリカでは、犯罪の種類によって20%~85%の知的障害のある人が被害にあっているという。
- 被害の種類
 - 殺人、リンチ、恐喝、誘拐、監禁、性的犯罪、詐欺、経済的搾取、職場や施設での暴力・性的虐待
- 各種法制度の整備
 - 「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「国連障害者の権利条約」の批准
- 被害者支援の難しさ
 - 本人の嗜好で高額商品を購入するケース。(絵画購入、着物など)
 - だまされたという被害者意識を持ちにくいケース。
 - 結局親が代わりに支払って解決してしまうケース。

図20 障害者を犯罪被害から守る支援

そういう犯罪を防止するために、障害者虐待防止法や平成28年度からは障害者差別解消法などで、差別は駄目ということを法律で明確化されます。そしてこれらは、憲法のすぐ下の国連の障害者権利条約の中で障害を持った人たちの権利を評価するということが国内法もつくられているということです。

ただ、被害者支援の難しいところは、本人が例えば3千円くらいの絵画を気に入って高値で買って、でも本人はいい買い物をしたと思っており、犯罪に遭ったという意識がない場合などはものすごくフォローが難しいです。結局親が代わりに払ってうやむやのうちに終わったとなることもあり、私たちがかわったケースは、判子を押してないのに売買契約が成立したみたいになりローンを組まされて払うようになったのを、なしにしてもらったことがありますが、気づかずに犯罪に巻き込まれていることがあったときに、どのようなフォローをするのがとても難しい。気づいたときには何かに巻き込まれている可能性もあるので、普段からどのように会社、地域の中でコミュニケーションをとるのが、とても大事になります。

地域社会における安全ネットの構築

権利擁護の3階層

1次階層	《自分で守る》 セルフ・アドボカシー	消費者被害や性被害・加害に関するワークショップ、SST
2次階層	《個々の事例への権利擁護》 インディビジュアル・アドボカシー	身近な人による支援・解決（家族、近所の方、会社、友人）…警察プロジェクト、医療、コンビニへの啓発
3次階層	《組織としての権利擁護》 システム・アドボカシー	裁判、成年後見制度

安全ネットの構築

- 多くの犯罪被害—福祉だけでは守りきれない
- 地域の社会資源と一緒に問題解決へ
- 地域安全のキーパーソンに、知的障害・精神障害などの特徴を知ってもらい適切に実務に反映してもらう。
 - 行政担当者、福祉従事者、親・家族、警察官（お巡りさん）、消防士、弁護士、裁判官、駅員、バスの運転手 …etc.

図21 地域社会における安全ネットの構築

20. 障害児虐待を未然に防ぐ地域づくり

最後に虐待の話をして。私の施設は子どもの施設ですので、毎年7月に児童相談所の全国会議があると、今年も過去最高の虐待の相談件数という話題が出てくるなど、ずっと右肩上がりが増えていきます。ただ、その虐待をしている親は、悪魔みたいな親ではありません。とても子どものことを一生懸命考えているのですが、どうやってかわわれればいいかわからず、子供を育てていくこと自体ができなくなったり、夫にわかってもらえないなどがあります。一つの事例では、お父さん、お母さんは一生懸命自分の子どもの障害のこを受け止めてこの子のために育てていても、夫のおじいさん、おばあさんから「うちの息子の遺伝子には問題がない。嫁さん側の問題

である」と言われたことがあります。それはないだろうと思いましたが、そういう環境の中で、必死に子どもを育てているお母さんは結構たくさんいて、でも、どうにもならず育児放棄になってしまって入所するというのが大多数です。

児童虐待からみる家庭の辛さに寄り添う支援（受容と共感）

● 岩崎学園を利用する子どもたち

- 平成18年10月以降、利用契約は2例のみ。他は措置入所（社会的養護）ケース。
- 平成18年からの5年間で、新規入所の51%が虐待事案。
- 虐待による入所児の71%が就学前の幼児。
- 被虐待入所児の障害の状況については、53%が軽度、24%が手帳未所持

● なぜ我が子を虐待するのか…

- ① 親自身の被虐待経験
- ② 生活のストレス（経済不安・夫婦不和・育児負担）
- ③ 孤立（心理的・社会的）
- ④ かわいいと思えない（望まぬ妊娠・育てにくい子）

図22 児童虐待からみる家庭の辛さに寄り添う支援（受容と共感）

虐待が増えていることが問題ではなくて、虐待に至ってしまう環境、背景に目を向けてほしいと思います。障害を持った子どもが産まれると離婚に至る可能性が非常に高いです。私たちが関わるケースは、母子家庭で、お母さんが引き取ることが多いですが、生きていくためには働かなくてははいけません。でも子供の学校のことがあったりすると長い時間働けない。家事もしなくてははいけません、子どものことも考えなくてははいけないという、ものすごいストレスの中で苦勞している家庭もあります。なぜ我が子を虐待するのかと書きましたが、さまざまな要因の中でそういうことに至っているところに着目してほしいと思います。

障害児虐待を未然に防ぐ地域づくり

- 虐待に次ぐ新規入所理由として、養育困難ケースが33%。
 - 背景 …親自身の発達障害、知的障害、躁鬱、自殺企図等の精神疾患が約6割。アルコールや薬物依存、外国籍世帯など多様化。
- 児童虐待は家庭への介入が難しい
 - 豊橋市の死亡事件（行政・社会からのネグレクト）
 - 虐待に至る可能性を内包する家庭が地域の中には存在し、未然に防ぐ目的で入所するケースもある。
 - 重篤な状態になる前に、虐待を未然に防ぐことが大切。
 - 地域全体で子どもの育ち、子育て家族を支える仕組みを整える。
- 入所施設が入所させない努力をする。
 - 障害児通所支援の充実により、虐待を予防
 - 相談支援体制の充実で安心して子育てできる街をつくる

図23 障害児虐待を未然に防ぐ地域づくり

また、その親自身が、自分の親の愛情を一身に受けて虐待を受けて育った場合、我が子にどうやって愛情を注げばわからないという悪循環が起こることもあります。そうすると、周りが子育てのことをアドバイスしてあげることも必要になります。

そのため、地域づくりをしていく中では結構このような家庭が町中に暮らし、気づかれずにそのまま、孤立していたりするので、そこをどのように、児童委員や民生委員や児童相談所が介入するのか、あるいは市町村長で結構頑張っている人も時々いますが、そういう人たちも含めて、町の中でお年寄りや、母子家庭など、生活していく上で困難を抱えているような家庭のことを気にかけていくことも地域づくりの中には必要と考えています。

2.1. まとめ

本日は障害者福祉を考える上での四つのキーワードを提示して、それを補完する話をさせてもらいましたが、まちをつかっていくというのは、あらゆる視点から課題を解決していかななくてはいけないので、行政だけでできることではなく、政治が頑張ることだけでもなく、福祉の施設だけが頑張ることでもなく、本人だけ、家族だけでもありません。地域に住んでいる人たちは、障害があろうとなかろうと、みんな地域住民です。その中でそれぞれの人たちの可能性や役割をしっかりと評価して、その上でその地域の中に必要とされる人としてどう支えて育てていけるのかということ、みんなで考えなくてはいけないことだと思います。そうしたときに、先ほどの「社会生活力」というのは、大事なポイントになると思いますので、これから地域をつかっていくことを考えたときのキーワードとして気に留めていただけたらと思います。

繰り返しになりますが、制度がどれだけいいものができて意味がなく、また機関と機関、窓口と窓口がつながるということではなく、それをどう運用し、地域や家族を含めてどうネットワーク化し、人と人がつながりその上で、障害を持った人や独り暮らしのお年寄り、外国籍の子供といった人たちが地域の中でどう支えていくのが大事です。図10の坂道の図のように一人一人が大事な役割を担っていると思って、それぞれの町で活躍してもらえたらいいと思います。

質問① 「社会生活力」「地域の成熟」という言葉が心に留まりました。しかし、今の現状は「公助」「共助」といったものが強すぎて、かえって一人一人が自立していく「自助」を妨げている感じがしますが、どう思いますか。

回答① 例えば生活保護という制度があります。障害を持った方たちは障害基礎年金で1級、2級と2種類ありますが、大体2級で月に7万円いかないくらいなのですが、生活保護をもらおうとそれ以上頂け、さらに様々な扶助がつくと、働かなくてよくなってしまいます。実際に私たちが関わっている方で、家族と同一世帯だったのですが、世帯を分けてその障害の方だけの世帯をつかって支援を始めたときに、独立したので生活保護が申請ができるので申請したところ、もともと働いていた人だったのですが、生活保護でこれまでと同等かそれ以上手に入るのでも働かなくていいというふうには本人の口から出ました。確かに制度として使えるけれども、結果的にそれが本人のエンパワメントを高めていくところを阻害しており、あまり芳しくないとなります。我々も就職に向けて職業リハビリテーションのトレーニングプログラムをやっていますが、なるべく生活保護を安易に申請しないようにするのが暗黙の共通認識になっています。手を出せば多分申請できますが、納税者を育て市民としてしっかりと必要とされる存在になっていけるように、しっかりと納税の義務を果たしていこうとしていますので、簡単にお金が入ると一回誤って学習してしまうと、なかなかそれを払拭するのが難しい。だから生活保護の受給者は障害がある人たちだけではなく、若者も対象になっていっており、増えてきているのは、生活保護制度によって過保護になりすぎることによって人間力を削いでしまっていると思います。公助の使い方を見誤らないようにしないと本人のためにならないと感じます。

それと、私見ですが、社会福祉という事業や制度がこれだけ必要という社会は未成熟な社会だと思っています。先ほど発展途上国の話をしましたが、地域の中で支えられるような共助の仕組みが十分成熟していれば、社会福祉制度がなくてもやれると思います。しかし、私たちがこれだけ必要とされるということは、地域の力がより一層低下しており、そう考えると地域力というところをどう育てていくのかは、本当に大きな課題だと思います。今日のテーマは障害だけではなく、あらゆる部分で自分たちが、自分たちのまちをどうつくるのかというのは、だれかに託すのではなく、自分たちの問題として考えていかないといけない。そしてそれは一人じゃできないので、皆さん方が手を取り合わないといけないと思います。

質問② 今は普通の会社でも研修をやっていますが、こういう障害者の方を会社が引き受けるために会社を研修し、会社がどう受け入れたらいいかとい

うことを勉強するという研修の場はありますか。

回答② そういう仕組みが欲しいと思っています。つまり、障害を持った方たちも、自分ができることとやりたいことがうまくマッチしてない方は結構います。入社して早々に「会社辞める」と言い始めます。何かというと、「私はこんな仕事をやるためにここに入ったのではない」と言います。「でもここで仕事しようと思って自分で選んだのでしょ」と尋ねると、「学校の先生、職員が行くように言っただけで私はもっとほかに自分に合う仕事がある」というふうに言います。それは何かというと、「歌手になる、プロの将棋の棋士になる」という話になってきます。つまり、障害を持った本人は、自分のやれることとやりたいことが体験的にわかっていない、あるいは選択肢を持ち得ていないので、自己決定をしているとは到底言えない状態なのです。だからいろんな職域がありますので、製造業、サービス業や、障害を持っている人は昼間しか駄目みたいな話もありますけど、夜間の仕事でもいいと思うので、働き方は人それぞれなので、本人が選べるように環境を整えていくことが重要と思います。そのためには、いろんな会社でいろんな職域を経験するプログラムが欲しいと思います。

もう一つ、会社側の視点で考えると、身体的な障害を持っている方でも、それは車いすの方もいれば、歩行は全然問題ないけれども視覚、聴覚の部分で困難という方もいます。知的障害をお持ちの方、発達障害の方、精神障害の方もそれぞれ特徴が違います。だから、平成27年度からは障害者雇用納付金の対象が101名以上の企業まで拡大されますから、戦々恐々の企業さんが割と多いです。でも、障害を持っている人を雇おうと思ったら、ハードを整備しなくてはいけないという話によくありますが、決してそんなことをしなくても、十分ソフトな環境配慮で対応できます。そのため、企業のほうでも体験的に障害を持った方たちを受け入れることで、いろんな人たちがいて、こういうタイプの人だったら仕事をつくってあげられるという業務を細分化していく、例えばジョブコーチという制度があったり、相談支援をやっているとよはし総合相談支援センターなど、就業支援をやってきてノウハウを蓄積している部門もあります。そういうところに相談いただければ、この子だったら仕事ができる、でもこの子は絶対この仕事できませんということもはっきり言います。そういう中で、いろんな人たちを見て、体験して、こういう人だったら受け止められるという人が現れたときに積極的に雇用してもらえればありがたいと思います。お互いに未経験の中でマッチングしようと思っても、それは無理で、ここを合わせていく作

業をする仕組みが欲しいとずっと思っています。

質問③ 今後人口が減って労働力人口も減るといふ話を考えると、障害を持つ方の雇用も重要と思います。2年前に九州に福祉工場の企業誘致があったとき、実は地元からのものすごい反対がありました。何かというと、障害の方が外から来ると、当然小さな部落ですと今まで3人くらいの障害の方が30人別の障害の方が入ってくるという話になり、コミュニティが変わってしまうということで、ものすごい反対があったという話です。そのため、障害者の雇用をしていきたいと思いますという話になると、地区のコミュニティをどうつくっていくかの問題になるといったときに、受け入れる側もどういふステップで進めていったらうまくいくのかアドバイスしていただければと思います。

回答③ おっしゃるとおりで、実は県内で児童養護施設の数が足りないということで東三河のある市に誘致したことがあります。同じように大反対が起きました。つまり、そこで家族を含めたコミュニティが形成されていて、縁もゆかりもない子どもたちが来ると、その子どもたちが地元の小学校に通ってくることになったときに、子どもたちの関係性が崩れるのではないかとということで、頓挫しました。ただ、裏を返せばそれだけコミュニティの結束が強い地域なので、うらやましいという思いはありました。また例えば名古屋で40年実績を積んでいる施設が、すぐ近いところで新しい施設をつくろうとしても、反対が起きたことがあります。今まである仕組みやコミュニティが崩れていくことよりも、新しいものが増えるということに対する抵抗感はどこでも起こるだろうと容易に想像ができます。なぜ起こるかという、例えば外国の方と初めて対峙したときに、アメリカやアジアの方であったりしたときには、その国の風土あるいは風俗・風習がわかっているの、何とかなるといふ心構えができますが、アフリカの方が目の前に来てしゃべられたときに、ちょっと待てというふうに距離を置きたくなると思います。これは知らないからです。だから、住民同士のトラブルでも同じことがあると思いますが、私たちがハンデを持った人たちのことをきちんと伝えていければいいのですが、うまくわかってもらえない。逆に言うと、地域の方たちも今までそんなに接点がないから、突然来られたら距離を置くに決まっている状況を我々も共有していきながら、ここを詰めていくことをしていかなければいけない。だから、やはり時間が必要だと思います。また、地域のコミュニティがしっかりしているのであれば、そこをきちっと注視しながら、自分たちはこういうところで応援ができ

る、こういうところでお手伝いができるというような、自分たちのメリットの部分、プラスのところを伝えていけるように時間をかけていくことしかないと思います。岩崎学園は豊橋の東の外れですが、昔からの地域の方がたくさんいる場所で、子どもたちがその地域の田植えや畑仕事を手伝ったり、その地域の運動会や、葦毛湿原の草刈りなど地域活動に全部出てきたところで評価を高めてきました。だから、そうやって知ってもらおうという努力を当事者自身もしていかないと、それはわかってくれない。地域がわかってくれないとか、会社がわかってくれないから障害者支援が進まないということは、少し違うと思います。時間をかけながら、わかりやすく伝えていき双方できちっと持っていけるように、簡単にすぐ解決するというよりも、時間をかける方が、この九州の例だと、よかったのかもしれないです。

質問④ 九州の例では、住宅をつくる話になったのですが、そのコミュニティからすると、むしろ障害を持つ方の住まいを分散させるほうがいいのでしょうか。

回答④ 事業としてどのように運営するのかという事業者サイドの問題と地域の思いがマッチングしなかったと思います。今の制度上だと、グループホームは2人から名乗れるので、例えば夫婦で入居していてもグループホームと言えます。今の時代だったらそういう仕組みも使えるかもしれないですけども、福祉工場と言われていた時代だと、4~5人以上でないと成り立たないのがグループホームでしたから、どうしても大きな形態になったと思います。今は制度が少し追いついてきていますので、また新しい方法が考えられるかもしれません。

講演2「豊橋市障害者福祉計画 (平成26~平成30年)について」

豊橋市役所福祉部障害福祉課
主事 森下 実希子 氏



1. 障害者とは

豊橋市役所障害福祉課の森下と申します。私からは、豊橋市で今年の3月に策定しました障害者福祉計画についての話をさせていただきます。初めに、障害者福祉計画の対象となる障害者は、障害者基本法の中に障害者の定義がされており、「身体障害・知的障害・精神障害・発達障害その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にある者」とされています。つまり、身体・知的・精神の3障害以外にも、自閉症をはじめとする発達障害や、筋萎縮性側索硬化症などの難病患者についても障害者であると障害者基本法ではうたわれています。

障害者とは

障害者基本法^(※)において、「障害者」とは、「身体障害・知的障害・精神障害・発達障害その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるもの」とされている。

※障害者基本法とは、障害者福祉施策の基本となる事項と国及び地方公共団体の責務を規定したものである。

図1 障害者とは

2. 豊橋市の障害者手帳所持者数

豊橋市における障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、中でも精神障害者保健福祉手帳は平成20年度と25年度を比較すると実に50%以上も所持者数が伸びています。これは、平成18年の障害者自立支援法の施行などにより、障害の種別に限らず一元的な支援制度が確立されてきたこと、また、精神障害に対する理解の促進などが手帳の増加の原因であると考えています。次に、平成25年4月1日現在の豊橋市の障害者手帳所持者数は、総人口37万3,866人の4.4%である1万4,281人ですが、この数字は障害者手帳を持っている方のみの割合で、障害者基本法の中で障害者と定義されている発達障害や難病の

方は数に含まれていませんので、実際には2万人以上の障害者と定義される方が豊橋市にはいるということになります。

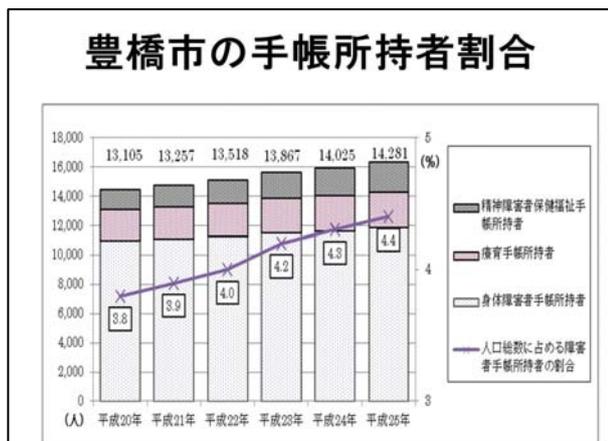


図2 豊橋市の手帳所持者割合

3. 豊橋市の障害者支援施策

豊橋市の障害者支援施策について、1点目は、とよはし総合相談支援センターで、平成24年4月より、豊橋市における、地域の相談支援の中核的な役割を担うために設置されています。とよはし総合相談支援センターは、相談支援の拠点として豊橋市内にある相談支援事業所をはじめ地域の事業所とも連携を図りながら、困難事例への対応、人材育成のための研修の開催、就労支援などの業務を行っています。

①とよはし総合相談支援センター

- 平成24年4月より設置
- 地域における相談支援の中核的な役割を担うために設置
- 相談支援の拠点、人材育成、困難事例の対応、就労支援、虐待防止センターなど

図3 とよはし総合相談支援センター

2点目は、豊橋市立くすのき特別支援学校で、平成27年4月に開校予定となっていますが、その目的としては豊川特別支援学校の過大規模解消を図るとともに、豊川特別支援学校以外の地域の支援学級に通う子ども、児童生徒のための支援教育全体の向上を図ることとしています。

②豊橋市立くすのき特別支援学校

- 平成27年4月開校予定
- 豊川特別支援学校の過大規模解消を図るとともに、東三河地域の特別支援教育環境の向上のため

図4 豊橋市立くすのき特別支援学校

4. 豊橋市障害者福祉計画の概要

続いて、国の方針に基づき、平成26年3月に豊橋市で策定した障害者福祉計画の内容について、説明します。今回の障害者福祉計画では、さまざまな障害者施策の改革、地域における共生社会の実現、福祉のニーズの多様化・量的拡大を背景に、初めて具体的な目標値を設定しています。

計画策定の背景としては、1点目に、障害者施策のさまざまな改革があげられます。障害者支援の制度は平成23年8月の障害者基本法改正をはじめとして、障害者虐待防止法、障害者総合支援法が次々と施行されるなど大きな転換をしています。平成28年4月には障害者差別解消法が施行される予定で、こちらの法律では障害者に対する差別の禁止が、地方公共団体だけでなく民間の事業者についても法的義務が課されるようになるほか、合理的配慮の不提供の禁止ということで、例えば車いすの方が店などに入るときに、店員の方が車いすを押してあげる、入口の段差にスロープをつけてあげるなど、少しの配慮を提供しないことを禁止しています。これらは地方公共団体については法的義務ですが、民間事業者についても努力義務ということで、合理的配慮を提供するような取組が推進される予定です。そして2点目としては共生社会の実現、3点目としては、核家族化や介護者の高齢化、就労形態の多様化により、さまざまな福祉ニーズが出ていること、また、その福祉ニーズが量的に拡大していることが挙げられます。

計画策定の背景

①障害者施策の改革

- ・ **障害者基本法**（平成23年8月改正）
共生社会の実現、差別禁止
- ・ **障害者虐待防止法**（平成24年10月施行）
擁護者、施設従事者、使用者による虐待の防止
- ・ **障害者総合支援法**（平成25年4月施行）
共生社会実現のための総合的支援
- ・ **障害者差別解消法**（平成28年4月施行予定）
差別の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、啓発活動

図5 計画策定の背景

豊橋市障害者福祉計画はこのような計画策定の背景の下に、本市の障害者施策に反映することを目的として定めたもので、その基本理念は、「障害がある人もない人も互いに尊重し、支え合う地域社会の実現」と定めています。こちらの基本理念は、障害者基本法や障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、平成20年度の前計画の基本理念である「ノーマライゼーションとリハビリテーション」「障害者のライフスタイルの尊重」「共に支え合う地域社会づくりの実現」という三つの基本理念を統合して新たに定めました。

今回の障害者福祉計画では、先ほどの基本理念を実現するために、「基本目標Ⅰ 障害を理解し、共に生きるまちづくり」「基本目標Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり」「基本目標Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり」「基本目標Ⅳ 住みよい環境を広げるまちづくり」の四つの基本目標を定め、さらにこれらを達成するために15の基本的な施策を定めています。この豊橋市障害者福祉計画は本日皆さまのお手元に概要版を配布していますので、参考にいただければと思います。

また、障害福祉課のホームページに計画の本編や概要版が掲載してありますので、ご活用ください。

障害者福祉計画の体系

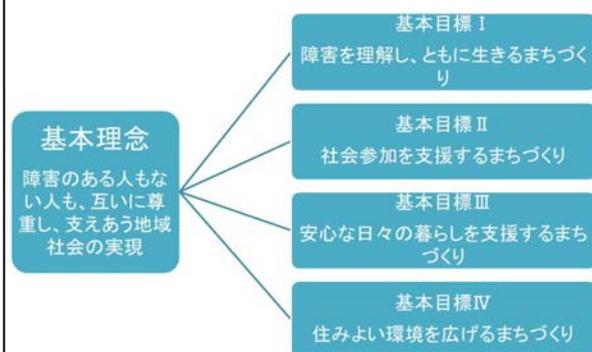


図6 障害者福祉計画の体系

講演3 「豊橋市における障害者支援の状況について」

とよはし総合相談支援センター
統括相談員 江川 和郎 氏



1. とよはし総合相談支援センター（ほっとぴあ）

とよはし総合相談支援センターで統括相談員をやっています江川と申します。とよはし総合相談支援センターは「あいトピア」という豊橋市総合福祉センターの2階で障害者の総合相談を行っています。具体的には、生活全般の相談が主で、年金、手帳の取得、障害の治療、福祉サービスなど多種多様な相談に乗っています。その中でも特徴的なのが、就労の相談を行っており、豊橋市には豊橋障害者就業・生活支援センターという障害者の就労の相談に乗る機関がもう一つあり、それは岩崎学園がやっております。

とよはし総合相談支援センター （ほっとぴあ）



豊橋市総合福祉センター（あいトピア）2階
電話 0532-56-4111

図1 とよはし総合支援センター（ほっとぴあ）

2. 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

国の障害者雇用促進法では、障害者の雇用義務制度を位置づけており、現在、民間企業で2%の雇用義務があります。それに対して納付金制度というのがあり、この雇用率が達成できない企業については一定の納付金、5万円/人・月という形で徴収する形になっています。そして未達成の企業から集めたお金を障害者の助成金に回しているのが国の障害者の雇用の促進するイメージです。この助成金制度について、一定の受給要件があります。また、基本的にハローワークの紹介を受けないと助成金が受けられないことがあります。雇用した後に助成金を受けようとしても受けられない場合がありますので、障害

者雇用を初めてやってみたくらいという事業所は、ハローワークや当方に相談いただいてから取り組んでいただくといいと思います。

また、障害者を雇用する中でジョブコーチ制度は非常に役に立つ制度で、障害の特性や人それぞれの特性もあり、会社の中ですべての方が障害を理解しているわけではありません。それを会社と働く方の間に立って調整していく職場適応援助者、通称ジョブコーチの制度といます。

障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法)

目的
障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることとされています。
障害者 … 身体障害者・知的障害者・精神障害者
(原則として障害者手帳の所持者)

雇用義務制度
事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用が義務づけられています。

民間企業	2.0%
国、地方公共団体、特殊法人	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

図2 障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法) ①

障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法)

納付金制度
障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整が図られています。

○障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主)
不足1人につき月額5万円徴収(常用労働者数200人超の事業主)

○障害者雇用調整金(雇用率達成事業主)
超過1人につき月額2万7千円支給(常用労働者数200人超の事業主)

注1 この他、200人以下の事業主については報奨金制度あり

注2 **平成27年4月1日には100人を超える中小企業に適用対象が拡大されます。(金額については経過措置あり)**

図3 障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法) ②

3. 障害者の産業別就業状況

豊橋市内で障害を持つ方は、どんな職種で働いているのかというとやはり製造業が多く、一般の工場で働く方が多いのですが、意外に医療福祉や介護の現場で働く方、もしくは医療福祉の中にはリネン室などの掃除で働いている方もいます。そのほか、サービス業、卸売業が多いです。また、障害の特性として、身体障害、精神障害、知的障害、難病、高次脳機能障害で違いがあります。身体障害では、一定のバリアフリー環境を整備すれば一般の人と変わらない仕事ができると思いますが、知的障害の方になりますと判断力という部分は苦手なところがある一方、私たち以上にコツコツとやるのが得意な部分も

あります。そういった部分で製造業などが伸びてくるといいます。精神障害の方も、判断力については、人それぞれですが、一定の水準の方については同じような判断力があつたにしても、集中力が長く続かないことが苦手な部分でもあり、そんな特性によって若干働いている現場が違うというイメージを持っています。

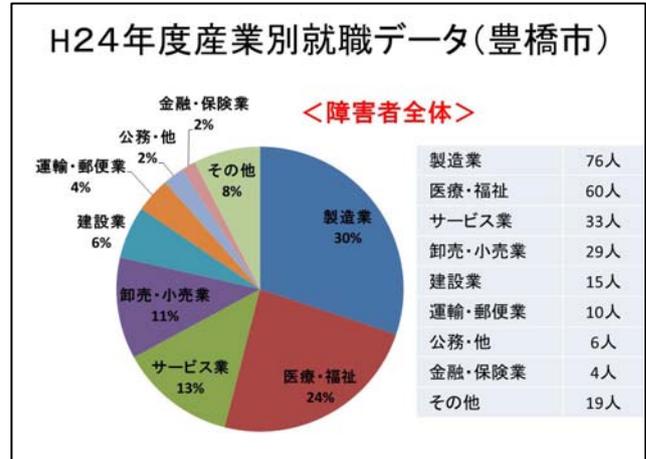


図4 H24年度産業別就職データ(豊橋市)

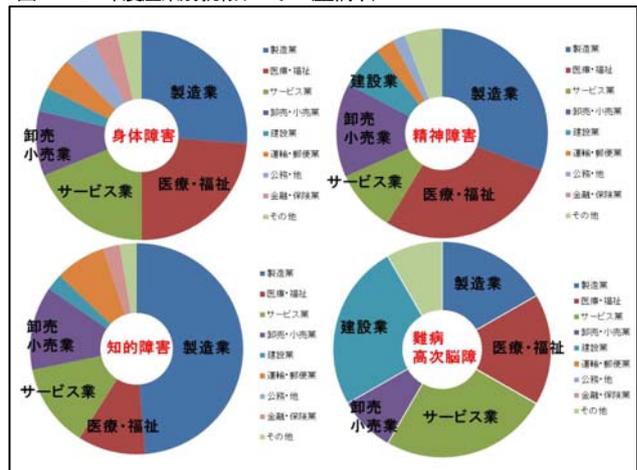


図5 H24年度産業別就職データ(障害の種別)(豊橋市)

4. とよはし総合相談支援センターの就学支援

就業機関として国の制度では就業生活支援センターがあり、各エリアに配置され広域で活動されている事業所で、岩崎学園の豊橋障害者就業・生活支援センターも東三河地域全域が対象です。一方、とよはし総合相談支援センターは、豊橋市の独自事業でやっており、相談と就労を自治体独自でやっているところは少ないと思います。そのため、このエリアは岩崎学園やとよはし総合相談支援センターもあり、就労については比較的頑張っていると思います。

内容としては、一つにマッチングで、就職を希望する障害者の方の相談に乗ります。就労のスキルアップを目指して研修会を開催したり、その人に合った職場の情報提供をするのが大事な仕事です。ハローワーク、就労の事業所や岩崎学園からも一緒にや

るケースもあります。二つに、企業開拓で、障害者を雇っていただく会社を広げたいというところで、ハローワークに職員が訪問して、この仕事だったら障害者もできるのではないかと会社に話をさせていただき、関心がある会社には直接訪問させていただいて、どんな仕事ができるかという企業開拓をしています。三つに、定着支援で、これが一番大事ですが、就職させることは簡単ですが、就職させ続けることが難しい。具体的には、就職直後は訪問を時には毎日と頻度を高めていき、それをだんだん頻度を薄くしていき、最終的には私たちの支援がなくても企業のほうで障害者の方を雇用していただける形を目指しながら定着支援を行っております。

ほっとぴあの就労支援

とよはし総合相談支援センターは豊橋市の独自事業として障害者児の生活相談だけでなく専任の就労支援員を2名配置し、障害者の就労を積極的に支援しています。

◆ 相談・マッチング ◆

就職を希望する障害者への相談支援。就労に関するスキルアップをめざした研修会の開催。その人にあった職場等の情報提供。
マッチング実績 272人（平成22年7月～）

◆ 企業開拓 ◆

障害者の雇用を行おうとする企業の開拓。実習先の開拓。
登録企業数 140社

◆ 定着支援 ◆

就職した障害者が安定して仕事が続けられるよう支援。

図6 ほっとぴあの就労支援

5. 就学支援の流れ

就労支援の流れは、当事者から就労の相談がきて、障害がある方がすべて就職できるわけではありませんので、しっかりしたアセスメントをとらせていただきます。当センター独自のアセスメントシート、チェックシートを使って、何回か面談させていただいて、その方が本当に就職する能力があるのか、どんな職種に向いているのかということ判断させていただきます。その方がもし就職する能力があり、まだ一定の訓練が必要という方は、障害者の訓練施設を紹介させていただき、そこで一定の訓練をしてスキルが上がったら、また当方に相談していただいて就職を目指す形になります。就職できる方については、その方と話をし、どんな職種がいいのか情報提供し、見学や面接に行ったりして、最終的に面接を通して就職という形になります。どうしても社会経験が未熟な方が多いので、挨拶の部分、規則を守る部分、服装、言葉使いで足りない部分が多いので、面談を通してその方に対してトレーニングやアドバイスをさせていただきながら就職を目指して定着支援を目指しています。

当施設は、市の委託事業ですので、生活保護課の

方と協力させていただくことも多いです。生活保護を受給している方の中では手帳をお持ちの方も数多くいて、その中で就職が可能という方がいたら、生活保護課から当施設に連絡をいただき、一緒に仕事を探したり、訓練施設を探しながら就職する形でお手伝いをさせていただいているのも特徴的なところと思っています。

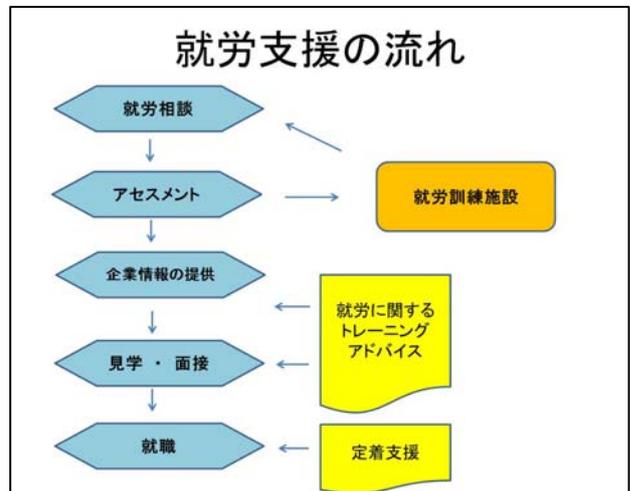


図7 就労支援の流れ

6. 企業開拓の流れ

企業開拓は、当施設は意外と企業の方から障害者を雇いたいという相談をいただくことが多いです。初めて障害者を雇う企業にとっては障害者像自体がわからず、身体障害、知的障害、精神障害があることもわからないことが多いので、どんな仕事ができるのかわからない企業も多く、まず企業訪問をして進めます。最近では、ハーネスという電子部品製造企業の方から、障害者の雇用をしたいという話があり、その中で、ハーネスは非常にミスができない仕事ですが、仕事を細分化していくと障害を持つ方もやれる仕事がありました。例えばハーネスを切る仕事については長さがファジーでもいいという話があったので、これについてはこの部分を切り離して知的障害の方、精神障害の方もできますというアドバイスをします。また、働く場所についても人間関係を築くのが苦手な障害者の方があるので、障害のある方に、一緒に部屋ではなくて、ちょっと離れた空いたスペースで働くことが可能でしたら障害者の方も雇用できますというアドバイスをさせていただきながら企業開拓を進めています。

また、障害者雇用で私が特に感じるのが、企業の上の方は障害の勉強をして障害者雇用をしたいのですが、いざ雇う段階となったら現場の人が、なぜ障害者を雇うのか、大変なのは現場ばかりという話もあります。私たちの大事な仕事は、そういったものの調整で、障害を持つ方はすべての方が面倒な方は

なく、逆に言えば健常な方でも仕事できない方がたくさんあり、その方の特性さえわかればしっかりした仕事ができると理解していただくことです。

よくあるのが、発達障害、知的障害の方で、非常にこだわりが強い方がいます。例えば仕事の工程でA、B、Cと行う仕事があるのを、AからCに行くことが苦手な方がいます。それをわがままととらえてしまうのか、その方の障害の特性と理解していくのでは随分変わってきます。わがままととらえれば当然叱られ、本人も行きたくなくなるという悪循環に陥ってしまいますが、職場の皆さんが、この方はそういうこだわりがあったと理解していただくと、その方に本人が納得できる仕事の変わり方をしていく形ができれば、その方も安定して仕事できることになります。

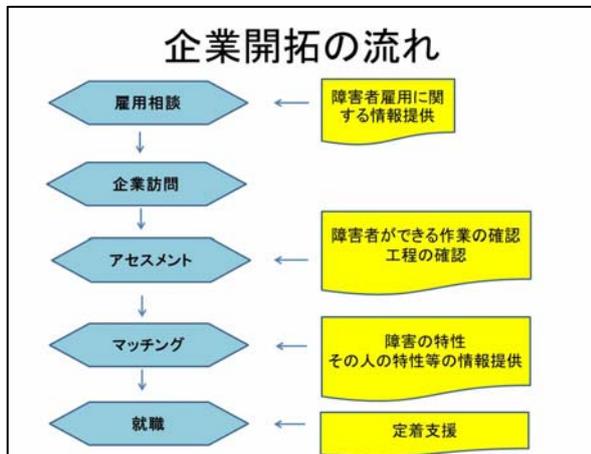


図8 企業開拓の流れ

7. 就業支援のイメージ

現在、障害者雇用の雇用率は2%になりましたので、意外に障害者を雇いたい企業が増えてきています。それに対して働きたい障害者の方は、多いは多いのですが、企業が求める障害者像と、私らが相談に乗っている障害者とでは少し能力が低い人が多いというのが私を感じるところです。

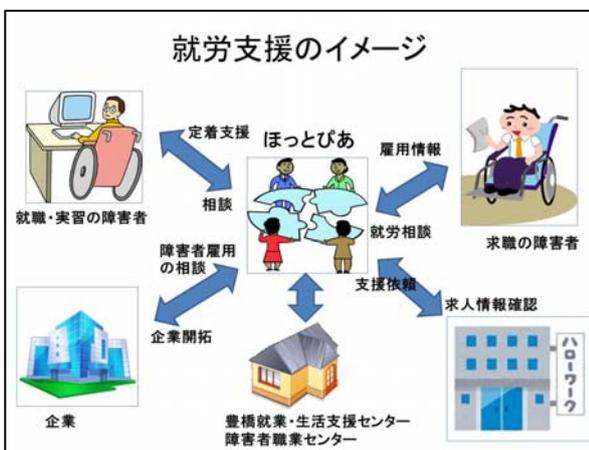


図9 就労支援のイメージ

大事なところは、働くスキルの足りない障害者をしっかり訓練して働ける障害者にして、そして支援される側ではなく納税者として、きちんとした社会人にしていきたいのが私たちとよはし総合相談支援センターの思いです。

8. おわりに

最後に、私が相談に乗ったケースで、あるきれいな若い女性で車いすの方がヘルパーを使いたいという相談がきました。ずっと相談に乗っていく中で、その方は市内ではハイクラスの進学校に行きましたが、人間関係を築くのが苦手で退学してしまいました。その方は非常に頭がよくて、テストはいつも100点で周りがバカに見えてしまう。また運動神経も非常によくて、友だちに足が遅いみたいな発言ばかり繰り返して、友達をなくし、いじめられて、中退した後に悪い仲間と暴れて、最終的には首を吊ろうと自殺未遂して、脳に障害が残り、車いすになってしまいました。

この話を聞いたときに、多分その方は一定の発達障害があったと思います。人間関係を築くのが嫌い、空気が読めない、コミュニケーションをとるのが苦手という方についても、親、周りの支援者が適切な支援をしていれば、その方は実は法律がすごく好きでしたので、適切な支援があれば著名な弁護士になっていたかもしれないという思いがありました。私たちの大事な仕事は、今働きたい障害者もそうですが、若い、中学・高校の世代の発達障害や、障害の可能性のある方についても働ける環境づくりをしていくことであり、これからは学校と連携も深めていながら、障害のある方、ない方がしっかり働けるシステムづくりをしていきたいと思っています。

ほっとぴあの思い

障害のある方もない方も、誰もが住みよい街にしたい。

障害のある方でもその人らしく生き生きとした生活を楽しんでいただきたい。

図10 ほっとぴあの思い